

新たに雇い入れた運転者に対する指導監督記録 ①

コードNO.	氏名	車種区分 大型・中型・小型・コミューター	入社日	令和	年	月	日
指導内容		実施日	実施場所	時間	本人印	実施者印	項目
① 会社業務内容説明 ● 会社業務・組織。グループ全体の説明 ● 就業規則・福祉部共済会の説明		/		~			
② 就業、始業点呼についての指導 ● 健康管理の重要性についての指導 ● 酒気帯、飲酒運転に対しての重大な責任についての指導 ● 感染症とその予防について(手洗い、うがい)の指導(車内美化)		/		~			
③ 接客、接遇、対応について ● 利用者及び施設職員に対しての指導 ● 施設内及び仲間同士のマナー、プロドライバーとしての自覚について		/		~			
④ 事業用自動車の構造上の指導 ● 車椅子、ストレッチャーの操作、取扱い方法及び車内固定方法 ● 乗降時の補助ステップ、車両リフトの安全な操作方法 ● タイヤチェーンの脱着		/		~			
⑤ 交通事故を防止するために留意すべき事項 ● 危険予知及び回避、重大事故防止についての指導 ● 事故に係わる生理的、心理的要因の対処法についての指導 ● 運行中の車両故障時の対処法、乗車中の利用者の安全確保の為に遵守すべき基本事項についての指導 ● 事故発生時の初期の処理、対処の指導 ● 加齢に伴う身体機能低下、道路交通法違反に伴う社会的責任について		/		~			

⑥ 事業用自動車の安全を確保する為の基本的事項 ● 貸切バスの運転者にとっては、運行指示書の遵守を含む ● 乗務員服務規律、道路運送法、運輸規定の説明	/		~			
⑦ 事業用自動車の構造上の特性及び日常点検の方法 ● 貸切バスの運転者にとっては実際に運転する事業用自動車と同一車種区分の自動車を用いて指導する 【使用車両 型 号車】 ● ホイールボルト、ホイールナット、ディスクホイールの点検・清掃方法 タイヤ空気圧、亀裂損傷、溝の深さ、冬用タイヤの推奨使用限度サインの点検	/		~	整備課		
⑧ 運行の安全と旅客の安全を確保するために留意すべき事項 ● シートベルトの着用を徹底、非常口の案内 ● 安全な運転姿勢	/		~			
⑨ 危険の予知及び回避[千葉営業所車庫内] ● 貸切バスの運転者にとっては実際に運転する事業用自動車と同一車種区分の自動車を用いて、制動装置の急な操作の方法について指導する 【使用車両 型 号車】	/		~			
⑩ 安全性の向上を図るための装置を備える貸切バスの運転方法 ● 衝突被害軽減ブレーキ、車線逸脱警報装置、ASV装置その他、運転者の操作とは別に操作を行う装置については、どのような機能を有するかを説明し運転者が過信や誤った活用を行わないよう指導する	/		~			
⑪ ドライブレコーダーの記録を利用した運転特性の指導・監督 ● 適切な車間距離を保った運行、法令遵守の確保、急ハンドル急ブレーキの危険性の再認識、安全運転状況の把握及び評価、個々の運転の運転者の不安定な運転特性の是正、運行経路において実際に生じたヒヤリ・ハット体験の共有、危険予知、危険回避及び緊急時の対応の事例の共有	/		~			

1  
※ 0  
1 時  
参  
照  
以  
上

新たに雇い入れた運転者に対する指導監督記録 ②

コードNO.	氏名	車種区分 大型・中型・小型・コミューター	入社日	令和	年	月	日
指導内容		実施日	実施場所	時間	本人印	実施者印	項目
⑫ 安全運転の実技 一般貸切及び特定旅客運送事業の事業用自動車の運転者として新たに雇い入れた者には乗務させようとする車種区分にかかる運転経験が十分でない場合には『安全教育添乗指導チェックシート』に基づき実技訓練を行う ● 当該運転者が実際に運転する事業用自動車と同一車種区分の自動車を運転させ、安全な運転方法を添乗等(貸切バスの運転者にあつては添乗)により指導する ● 実際に運行する可能性のある経路を踏まえ、高速道路、坂道、隘路、市街地等において、当該運転者が実際に運転する事業用自動車と同一車種区分の自動車を運転させ、安全な運転方法を添乗等(一般貸切の運転者にあつては添乗)により指導する		/	使用車種____型 ____号車 ルート【     】 ルート【     】	~			2 ※0 1時間 以上
⑬ 適性診断の受診 ● 一般貸切及び特定旅客の事業用自動車の運転者として新たに雇い入れた全ての者に適性診断を受診させる(初任診断、適齢診断)診断結果を踏まえ指導を行う		/		~			

※1 貸切バス以外の一般旅客自動車及び特定旅客自動車の運転者に対しては②から⑦までについて合計10時間以上実施

貸切バスの運転者に対しては②から⑦までについて合計10時間以上、⑫については20時間以上実施すること

⑫についての実車記録(写し)を添付すること[デジタコ日報等]

【研修ルート】

【ルート1】千葉営業所→木下街道→県道9号→県道59号→国道464号→県道44号・県道79号・県道74号→国道464号→県道59号→県道9号→木下街道→千葉営業所【3時間30分】道の駅多古

【ルート2】千葉営業所→木下街道→県道59号→国道464号→利根川水郷ライン→国道356号→利根川水郷ライン→国道464号→県道59号→木下街道→千葉営業所【3時間00分】道の駅発行の

【ルート3】千葉営業所→県道9号→県道180号→国道298号→県道67号→埼玉広域農道→県道67号→国道298号→県道180号→県道9号→千葉営業所【3時間30分】道の駅アグリパークゆめす

【ルート高速道】千葉営業所→木下街道→県道59号→京葉道路→東関東自動車道→成田空港→東関東自動車道→京葉道路→県道59号→木下街道→千葉営業所【2時間00分】

添乗指導者	指導歴	
米井 正志	6	年
豊田 龍太	4	年
北村 公一	2	年
戸塚 善彦	5	年
		年
		年
		年

営業所長	センター長	指導主任者	統括 運行管理者	担当者

準初任運転者に対する指導監督記録〔車種区分〕 ①

コードNO.	氏名	車種区分 大型・中型・小型・コミューター	入社日	令和	年	月	日
指導内容		実施日	実施場所	時間	本人印	実施者印	項目
① 実際に運転する事業用自動車を実施 (使用車種 型 号車) (使用車種 型 号車) (使用車種 型 号車)	／	ルート【 】	～			20時間以上	
	／	ルート【 】	～				
	／	ルート【 】	～				
② 実際に運行する可能性の高い経路を踏まえ、高速道路、坂道、隘路、市街地等において実施 (使用車種 型 号車)	／		～				
	／	ルート【 】	～				
③ 夜間運転の実施 ヘッドライトの早め点灯、急な飛び出しにも十分停止できる速度 (使用車種 型 号車)	／		～				
	／		～				
	／	ルート【 】	～				
④ デジタル・ドライブレコーダーの映像データで運転者自身の運転内容を確認 ● 運転者自身の運転特性を把握させたくえで、是正のために必要な指導 ● デジタル・ドライブレコーダー機器・SDカードの点検	／		～				
	／		～				
⑤ 安全性の向上を図るための装置を備える貸切バスの運転方法 ● 衝突被害軽減ブレーキ、車線逸脱警報装置、ASV装置その他、運転者の操作とは別に操作を行う装置については、どのような機能を有するかを説明し運転者が過信や誤った活用を行わないよう指導する	／		～				
	／		～				

※ 初任運転者以外のものであって、直近一年間に実技訓練を受けておらず、かつ乗務経験のない車種区分より大型の車種区分の貸切バスに乗務しようとする運転者(準初任運転者)について、上記に基づき20時間の実技訓練を実施する。

※ 主に乗務する車種区分

大型＝車両の長さ9メートル以上又は乗車定員50人以上

中型＝大型車、小型車、コミューター車以外

小型＝車両の長さ6メートル以上8メートル以下で、かつ旅客席数33人以下

コミューター＝車両の長さ6メートル未満で、かつ旅客席数14人以下

【研修ルート】

【ルート1】千葉営業所→木下街道→県道9号→県道59号→国道464号→県道44号・県道79号・県道74号→国道464号→県道59号→県道9号→木下街道→千葉営業所【3時間30分】

【ルート2】千葉営業所→木下街道→県道59号→国道464号→利根川水郷ライン→国道356号→利根川水郷ライン→国道464号→県道59号→木下街道→千葉営業所【3時間00分】

【ルート3】千葉営業所→県道9号→県道180号→国道298号→県道67号→埼葛広域農道→県道67号→国道298号→県道180号→県道9号→千葉営業所【3時間30分】道の駅アグ

【ルート高速道】千葉営業所→木下街道→県道59号→京葉道路→東関東自動車道→成田空港→東関東自動車道→京葉道路→県道59号→木下街道→千葉営業

添乗指導者

指導歴

米井 正志	6	年
豊田 龍太	4	年
北村 公一	2	年
戸塚 善彦	5	年
		年

営業所長	センター長	指導主任者	統括 運行管理者	担当者

高齢運転者に対する指導監督記録 ①

千葉営業所	コード	乗務員名	入社日	令和	年	月	日	
指導内容			実施日	実施場所	時間	本人印	実施者印	項目
① 高齢運転者が下記に掲げる区分に該当する者である場合は高齢運転者の適性診断として国土交通大臣が認定したものを該当する区分に定められた期間に受診させる			/		~			N A S V A
② 高齢運転者(65才以上の者)に対しては、第8条に掲げる一般的な事項のうち特に必要が認められる事項に加え、第16条に定める適性診断(適齢)の結果を踏まえ、個々の運転者の加齢に伴う身体機能の変化の程度に応じた事業用自動車の安全な運転方法について運転者が自ら考えるよう特別な指導を行う。この指導監督及び特別な指導は適性診断の結果が判明した後一ヶ月以内に実施する。			/		~			

※ 65才に達した日以降1年以内に適齢診断を1回受診させ、その後、75才に達するまでは2年以内ごとに1回受診させる。  
75才に達した運転者に対しては、75才に達した日以降1年以内に適齢診断を1回受診させ、その後1年以内ごとに1回受診させる。

営業所長	センター長	指導主任者	統括 運行管理者	担当者